

**(仮称) 呉市斎場整備等事業**

**要求水準書(案)**

平成 15 年 3 月

呉 市

## 【目次】

総則 .....	1
1 本書の位置付け	1
2 事業目的	1
3 整備基本方針	1
4 業務概要	2
施設の計画要求水準 .....	3
1 基本要件	3
2 配置・外構計画	5
3 施設計画	6
4 建築設備計画	10
5 火葬炉計画	13
6 仮設計画及び現施設解体計画	32
施設の設計・建設業務 要求水準 .....	33
1 施設の設計業務	33
2 施設の建設業務	34
3 既存施設の解体業務	35
4 工事監理業務	36
施設の維持管理業務 要求水準 .....	37
1 総則	37
2 建物保守管理業務	40
3 建築設備保守管理業務	42
4 火葬炉保守管理業務	44
5 清掃業務	46
6 植栽・外構保守管理業務	49
7 警備業務	50
施設の運営業務 要求水準 .....	51
1 総則	51
2 火葬受付・案内業務	51
3 告別業務	52
4 炉前業務	52
5 火葬業務（火葬炉運転・監視）	53
6 収骨業務	53
7 その他業務	54
添付資料 1：敷地平面図	
添付資料 2：敷地用地実測図	
添付資料 3：敷地丈量図	
添付資料 4：敷地横断面 1	
添付資料 5：敷地横断面 2	
添付資料 6：敷地横断面 3	
添付資料 7：敷地横断面 4	
添付資料 8：敷地横断面 5	
添付資料 9：敷地縦断面	
添付資料 10：地質調査報告書（抜粋版）	
添付資料 11：周辺インフラ現況図	
添付資料 12：計装項目	
添付資料 13：センサー設置位置	
添付資料 14：呉市斎場建設基本計画書（概要版）	

## 総則

### 1. 本書の位置付け

本要求水準書は、呉市（以下「市」という。）が、「（仮称）呉市斎場整備等事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、事業者に要求する施設等の要求水準を示すもので、「施設の計画要求水準」「設計・建設業務要求水準」「維持管理業務要求水準」「運営業務要求水準」から構成される。

### 2. 事業目的

現「呉市斎場」は、操業開始から約 30 年が経過しており、施設の老朽化が進行している。また、火葬場の利用件数は増加傾向にある一方、業務の性質上、利用日や利用時間の調整は難しく、特に利用が集中した場合、現行施設では待合室等のキャパシティを越える場合もあるなど利用ニーズ等への対応、会葬者に対するサービスの向上が課題となっている。

これらの諸課題への具体的対応を図るため、民間事業者の資金、技術力及び運営能力等に期待して、建て替えによる新たな斎場（火葬場）の整備等を行うものである。

したがって、本事業は、市の重要な公共サービスを担う火葬場として、会葬者のニーズや心情に十分配慮し、厳粛な葬儀を滞りなく行うにふさわしい施設の整備等を目的とするとともに、環境やユニバーサルデザインに配慮した施設の整備等を図ることとする。

### 3. 整備基本方針

#### (1) 市民サービスの向上

斎場は故人と最後のお別れを行う場所であり、故人の尊厳を重んじるとともに、遺族の方の心情に配慮した優良な火葬サービスが求められる。また、地域にとって極めて重要かつ、長期的な公共サービスであることから、効率的な運営やサービスの向上を図る必要がある。

#### (2) 連続操業の必要性

斎場は公共サービスを担う施設としてその機能を中断なく維持しなければならない施設であり、斎場の建て替えに当たっては、火葬業務が中断されないことがないよう配慮する必要がある。

#### (3) 周辺環境への配慮

周辺環境との調和を図るとともに、十分な環境保全対策など、周辺環境への影響を最小限に抑える必要がある。

#### (4) ライフサイクルコストの削減

合理的な計画によるランニングコストの低減を図るとともに、省エネルギー、省資源に十分配慮し、ライフサイクルコストの削減を考慮した施設計画とする。

(5) ユニバーサルデザインへの対応

平成7年、「広島県福祉のまちづくり条例」が公布され、ユニバーサルデザインの観点から公共施設等の整備を図る旨の整備基準等が定められている。「火葬場」はその対象となる「適用施設」とされているため、本市斎場においても、すべての人に使いやすいユニバーサルデザインに配慮する必要がある。

4. 業務概要

本事業は、主として次に示す3つの業務から構成される。

- (1) 施設の設計・建設業務
- (2) 施設の維持管理業務
- (3) 施設の運營業務

## 施設の計画要求水準

### 1. 基本要件

#### (1) 敷地要件等

建設計画地	呉市焼山町字鍋土 723 番 24
敷地面積	19,979.10 m <sup>2</sup> (平坦部 : 10,161.08 m <sup>2</sup> )
用途地域	市街化調整区域
防火地域	無指定
建ぺい率	70%
容積率	400%

#### 敷地及び地質

設計の資料として、「敷地平面図」(添付資料 - 1)「敷地用地実測図」(添付資料 - 2)「敷地丈量図」(添付資料 - 3)「敷地横断図 1~5」(添付資料 - 4~8)「敷地縦断図」(添付資料 - 9)「地質調査報告書(抜粋版)」(添付資料 - 10)を参照する。事業者は、本件施設の設計及び建設のために更に地質調査が必要な場合は、事業契約締結後、事業者の判断により実施すること。

#### (2) 周辺インフラ整備状況

設計の資料として、「周辺インフラ現況図」(添付資料 - 11)を参照する。なお、次の事項及び添付資料は参考であり、事業者の判断・責任において管理者に確認すること。

##### 上水道

敷地西面公道下本管より敷地内引込み済み

##### 下水道

汚水：敷地北側に汚水桝設置済み

雨水：敷地北側に雨水桝設置済み

##### 電気

敷地西面公道より引込み可能

##### 電話

敷地西面公道より引込み可能

#### (3) 関連法令等

本事業を実施する民間事業者は、火葬場施設の設計、施工、運営、維持・管理を行うに当たって、次の関係法令等を遵守すること。

- ・ 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)
- ・ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- ・ 建築基準法(昭和 25 年法律第 251 号)
- ・ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- ・ 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法。平成 12 年法律第 104

号)

- ・ 高齢者，障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法。平成 6 年法律第 44 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法。昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 墓地，埋葬等に関する法律施行細則（昭和 54 年広島県規則第 21 号）
- ・ 広島県福祉のまちづくり条例（平成 7 年広島県条例第 4 号）
- ・ 広島県建築基準法施行条例（昭和 47 年広島県条例第 16 号）
- ・ 呉市建築基準法施行細則（平成 6 年規則第 9 号）
- ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年 3 月）
- ・ その他関係法令等：上記以外の本事業に関連する法令等は遵守すること。

#### (4) 標準仕様

設計及び施工においては，原則として最新版の「建築工事共通仕様書」，「建築設計基準及び同解説」，「建築設備基準・同要領」，「電気設備工事共通仕様書」及び「機械設備工事共通仕様書」（いずれも国土交通省（旧建設省）大臣官房官庁営繕部監修）の各仕様書の第一章（「一般共通事項」）及び各章の第 1 節（「一般事項」）を共通仕様として用いること。

建設工事共通仕様書の上記以外の部分についても，基本的に公共施設の標準的水準を示すものとして参考とすること。

## 2 . 配置・外構計画

### (1) 配置計画

現斎場を稼働しながらの建設を配置計画の最優先条件とする。

市道から敷地への進入路は変更せず，現在の進入位置を基本とする。

周辺環境に配慮した施設配置及び規模とすること。

日照や眺望に配慮した施設配置とすること。

### (2) 植栽・外構計画

敷地周囲には塀等の柵を設けるとともに（敷地東側法面は除く。），敷地への進入部には門扉等を設置すること。

周辺との間に高木・中木等の樹木による緩衝帯を設けるなど，周辺環境との調和に配慮すること。

既存樹木の再利用も可能とする。

敷地内に適切な排水設備を設け，勾配・耐圧等に注意し，漏水のない計画とすること。

### (3) 駐車場計画

会葬者用駐車場 80 台程度(内，身障者用駐車場 3 台)，マイクロバス 10 台程度及び職員用駐車場 20 台程度の駐車スペースを確保すること。

霊柩車及び会葬者の車両と，業者及び職員の車両動線が交差しないよう動線に配慮すること。

駐車場の舗装は，雨水等による水たまり等を防止するため，適切な勾配をとり舗装すること。

高齢者や障害者の利用も多数に上ることから，バリアフリーの概念を超えたユニバーサルデザインの思想に沿った駐車場計画とすること。

### 3. 施設計画

#### (1) 基本方針

故人の尊厳を重んじた別れの場にふさわしい空間構成と遺族の悲しみを和らげるような雰囲気を持った施設とすること。

霊柩車到着から、告別、火葬、待合、収骨と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな動線を確認すること。

会葬者の動線は明快かつ、単純であり他の動線と極力交差がなく、管理運営上も効率的な動線となるよう配慮すること。

全ての利用者にやさしい施設となるようユニバーサルデザインの思想に沿った施設づくりを行うこと。

省エネルギー、省資源に十分配慮するとともに、ライフサイクルコストの削減を考慮した施設計画とすること。

#### (2) 施設全体規模

本事業に必要な施設の全体規模は、延床面積 3,700～4,100 m<sup>2</sup>以内での計画とする。ただし、無縁塔は含まない。

#### (3) 必要諸室計画

本事業に必要な施設内容の構成は次に示すとおりとする。なお、必要面積の記述がない各室面積や各室の設置階、並びに下記以外で事業者が必要とする諸室についても事業者の提案とする。

部門	施設・部屋名	使用目的・仕様条件
外構部門	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に示す駐車スペースを確保すること。職員用と会葬者用は可能な範囲でゾーン分けすること。</li> <li>会葬者用駐車場 80 台程度(内、身障者用駐車場 3 台)</li> <li>マイクロバス 10 台程度</li> <li>職員用駐車場 20 台程度</li> </ul>
	アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>柩を柩運搬車に乗せかえるスペース。</li> <li>降雨時に会葬者や柩等が濡れないよう配慮すること。</li> <li>十分なスペースを確保すること。</li> </ul>
	無縁塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>無縁の焼骨を収納するスペース。</li> <li>新設の場合は平屋建てで 20 m<sup>2</sup>程度確保すること。</li> <li>既存施設の再利用も可能とする。</li> </ul>
火葬部門	エントランスホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>会葬者が、最初に足を踏み入れるスペースであり、施設の出入口として機能し、明るくかつ、厳粛な雰囲気を醸成する空間とすること。</li> <li>集中日にはかなりの混雑が予想されるため、可能な範囲で広いスペースを確保し、圧迫感を感じないように配慮すること。</li> <li>自然光も積極的に採り入れる等の計画とすること。</li> </ul>



告別室（3室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柩を安置し、会葬者と故人が最後の別れを行う場所。</li> <li>・ 最後の別れの場にふさわしい荘厳な空間とし、会葬者全員がゆとりをもって参列できるスペースを確保すること。</li> <li>・ 特定宗教、宗派の様式に偏らないよう配慮すること。</li> <li>・ 十分な臭気対策を講じること。</li> <li>・ 1室当たり 55 m<sup>2</sup>程度確保すること。</li> </ul>
炉前ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火葬炉に柩を収める作業を行う場所。</li> <li>・ 柩を運搬車から炉内台車へ載せ換える作業や運搬車の移動等を円滑にできる十分なスペースを確保すること、また、広さに見合った天井高を確保すること。</li> <li>・ 自然光を室内に入れる等、空間の雰囲気づくりに留意し計画すること。</li> <li>・ 床材は、炉内台車運搬車及び炉内台車の重量に十分耐えられる材料を使用すること。</li> <li>・ 会葬者が柩を見送る場となるため、化粧扉を含め空間全体を格調高いものとする。</li> </ul>
収骨前室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収骨室に隣接して設置する通路及び前室。</li> <li>・ 混雑が予想されるため、可能な範囲で広いスペースを確保すること。</li> </ul>
収骨室（3室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会葬者が収骨する部屋。</li> <li>・ 収骨室は会葬者が遺骨と最初に対面する場所となるため、それにふさわしい空間構成と雰囲気をもたせる。</li> <li>・ 会葬者全員がゆとりを持って収骨できる空間とする。</li> <li>・ 十分な臭気対策を講じること。</li> <li>・ 1室当たり 40 m<sup>2</sup>程度確保すること。</li> </ul>
炉内台車、炉内台車運搬車置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炉内台車、炉内台車運搬車の保管と清掃を行うスペース。</li> <li>・ 炉前ホールに隣接して設けること。</li> <li>・ 床材は、炉内台車及び炉内台車運搬車の重量に耐えられる材料を使用すること。</li> </ul>
柩運搬車置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柩運搬車を保管する場所。</li> <li>・ エントランスホールに隣接して設けること。</li> </ul>
炉室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火葬炉を設置し、火葬業務を行う場所。</li> <li>・ 良好な作業環境を保つとともに職員の作業動線が必要以上に複雑にならないように配慮すること。</li> <li>・ 火葬作業は高温と騒音の中で長時間行われる作業であることから、職員の健康管理に留意した施設構造とする。</li> </ul>
炉機械室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷却器、集じん器、排風機等を設置する場所。</li> </ul>
制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各炉の稼動状況の把握や排ガス性状等を監視する場所。</li> <li>・ 炉全体を見渡せる位置に設置すること。</li> </ul>
休憩室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の休憩等に供する場所。</li> <li>・ 炉室及び制御室に隣接して設けること。</li> <li>・ 便所、ユニットバス及びミニキッチンを計画すること。</li> </ul>
残骨灰・飛灰処理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残骨灰及び飛灰を吸引装置により収集・保管する場所。</li> <li>・ 残骨灰及び飛灰を別保管できるスペースを確保すること。</li> </ul>
霊安室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺体を一時保管する場所。</li> <li>・ 施設内の極力目立たない位置に設置すること。</li> <li>・ 霊安庫 2 台を設置でき、遺体の出し入れが容易にできるスペースを確保すること。</li> </ul>

	事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設全体の事務を取り扱う部屋。</li> <li>建物内外での会葬者の動きや葬送行為の流れを把握しやすいよう、エントランスホールに隣接して設けること。</li> <li>事務室内に受付スペースを設けること。</li> </ul>
	会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員等の会議に供する場所。</li> <li>事務室に隣接して設けること。</li> </ul>
	業者控室	<ul style="list-style-type: none"> <li>葬祭業者，送迎バス，タクシー運転手等の控室。</li> <li>エントランスホールに隣接して設けること。</li> </ul>
	発電機室，空調機械室 電気室，ボイラー室	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の発電機室，電気室，空調機械室，ボイラー室。</li> <li>制御室，事務室等からの動線に配慮すること。</li> </ul>
	倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な備品等の保管場所。</li> <li>炉室の近辺に計画すること。</li> </ul>
	便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>会葬者のための便所。</li> <li>男子便所，女子便所，男女多機能便所（オストメイト対応）を各1ヶ所設置すること。</li> <li>高齢者，身障者の利用を考慮すること。</li> </ul>
	給湯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員用給湯室。</li> <li>事務室の近辺に計画することが望ましい。</li> </ul>
	通路 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者，身障者の利用を考慮すること。</li> </ul>
待合部門	待合ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>収骨までの間，会葬者が一時的な休憩を行う場所。</li> <li>厳粛な空間構成であるばかりでなく，会葬者に十分な憩いと安らぎを提供するスペースとすること。</li> <li>窓からの景観に十分配慮すること。</li> <li>喫煙コーナーを設け，換気には十分配慮すること。</li> </ul>
	待合個室（7室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>会葬団体毎に個別に利用する待合室。</li> <li>窓からの景観や遮音に十分配慮すること。</li> <li>1室当たり30名程度の利用可能なスペースを確保すること。</li> <li>和洋のバランスを考えた提案を行うこと。</li> </ul>
	売店コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>待合部門利用者の売店スペース。</li> <li>待合ホールに隣接して設置すること。</li> <li>40㎡程度を確保すること。（自販機設置可能スペースを含む。）</li> </ul>
	倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>待合個室の備品等を収納する場所。</li> </ul>
	便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>会葬者のための便所。</li> <li>男子便所，女子便所，男女多機能便所（オストメイト対応）を各1ヶ所設置すること。</li> <li>高齢者，身障者の利用を考慮すること。</li> </ul>
	給湯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>待合個室，待合ホール近辺に計画すること。</li> </ul>
	通路 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者，身障者の利用を考慮すること。</li> </ul>

1: ( )内は，必要部屋数を表す。ただし，必要部屋数と同等の機能・規模を充足することを条件に室数の変更を認める。

2: 階数が複数階となる提案をする場合，関連法令に準じエレベーター及び階段を設置し，手摺は両側に設置すること。

3: 面積についての「程度」とは±5%，それ以外についての「程度」とは±10%とする。

#### (4) 仕上計画

明るくかつ、厳粛な雰囲気醸成する施設となるよう考慮すること。

外部仕上については、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても配慮し、清掃しやすく管理しやすいものとする。

内部仕上については、各室の使用目的を考慮しそれぞれ空間構成にふさわしい計画とするとともに維持管理についても配慮し、清掃しやすく管理しやすいものとする。

使用材料は、耐久性や経済性を十分考慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時、改修時及び解体時における環境汚染防止に配慮すること。

#### (5) 備品計画

本事業に必要な備品は、事業者の提案によるものとし、事業期間中、その機能及び性能を確保すること。

各室の使用目的や仕様条件を考慮し、それぞれ空間構成にふさわしい備品を採用すること。

#### (6) サイン計画

施設案内板や室名札等のサインは、事業者の提案によるものとし、事業期間中、その機能及び性能を確保すること。

各室の使用目的や仕様条件を考慮し、それぞれ空間構成にふさわしい文字の大きさ、書体、色彩を考えた計画とすること。

外国人等の利用を考慮した計画とすること。

#### (7) 構造計画

耐震性能

- ・ 施設の構造体耐震安全性の分類については、「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説」（旧建設大臣官房長官庁営繕監修）のⅡ類とすること。
- ・ 施設の非構造体耐震安全性の分類については、「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説」（旧建設大臣官房長官庁営繕監修）のA類とすること。
- ・ 設備の耐震対策については、「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説」（旧建設大臣官房長官庁営繕監修）の甲類とすること。甲類において「採用が望ましいもの」の取扱いについては、事業者の判断とする。

施設の耐用年数

- ・ 施設の計画耐用年数は50年以上とすること。

#### 4. 建築付帯設備計画

##### (1) 基本方針

更新性，メンテナンス性に考慮したものとすること。

省エネルギー，地球環境保全に考慮すること。

建築，設備及び火葬炉設備の総合的，経済的計画に配慮すること。

利用者の安全性，利便性を確保すること。

快適な執務及び作業環境を確保すること。

主要機器は原則として屋内設置とする。ただし，室外機等屋外に設置する場合は周辺環境に配慮すること。

##### (2) 電気設備

###### 高圧受変電設備

- ・ 電気室に設置し，受電，変電を行うこと。

###### 非常用自家発電設備

- ・ 停電時の対応として非常用自家発電設備を設置すること。発電設備の能力は，防災負荷（各関連法令に定めのある機器類の予備電源装置），一般負荷（施設内の重要機器）及び火葬炉設備負荷（火葬炉（4 炉）と火葬業務遂行のために最低限必要な施設）を 3 日間の連続運転可能なものとすること。

###### 幹線動力設備

- ・ キュービクルから各動力制御盤に至る幹線敷設及び各動力盤よりボイラー，空調機，ポンプ類，炉機械室等への配管配線工事を行うこと。
- ・ 売店コーナーには，小メーターを設けること。

###### 電灯・コンセント設備

- ・ キュービクルから各電灯盤に至る幹線敷設及び各電灯盤より照明器具，コンセント等への配管配線工事を行うこと。
- ・ 高効率型器具，省エネルギー型器具等の採用を積極的に行うこと。
- ・ 高所に設置する器具はオートリフター付器具などメンテナンス性に考慮すること。
- ・ 外灯は，自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・ 非常照明，誘導灯は関連法令に基づき設置すること。

###### 電話設備

- ・ 施設内各室に配管配線工事を行うこと。
- ・ 施設内連絡用及び外部との通話ができるように電話機を設置すること。

###### 情報通信設備

- ・ LAN が導入可能なように必要な配管工事を行うこと。

###### 放送設備

- ・ 関連法令に基づき非常放送設備及び施設案内用放送設備（兼用も可能とする。）を設置し，配管配線工事を行うこと。

###### 自動火災報知設備

- ・ 関連法令に基づき，受信機，感知器等を設置し，配管配線工事を行うこと。  
時刻表示設備
- ・ 事務室に親時計を設置し，施設内各所に子時計を取りつけ，配管配線工事を行うこと。  
テレビ共聴設備
- ・ UHF，VHF，BSに対応したアンテナを設置し，待合ホール等の直列ユニットまでの配管配線工事を行うこと。  
インターホン設備
- ・ 必要な諸室にインターホン設備を設置すること。
- ・ 主要出入口（サービスヤード含む）に受付用及び身障者用ドアホンを設け，親機は事務室に設置すること。  
避雷針設備
- ・ 避雷針設備を設置すること。  
監視カメラ設備
- ・ 施設内必要個所に監視カメラ設備を設置し配管配線工事を行うこと。
- ・ 監視カメラやモニターの設置個所は事業者の提案とする。  
防犯設備
- ・ 施設出入口は常時出入の監視を行うこと。
- ・ 夜間の防犯設備は機械警備を基本とし，防犯設備，監視設備を設置すること。

### (3) 給排水設備

#### 給水設備

- ・ 敷地西面公道下本管より敷地内引込み済みの配管より分岐取り出し受水槽に貯留すること。
- ・ 受水槽の容量は事業者の提案とする。
- ・ 売店コーナーには，小メーターを設けること。

#### 排水設備

- ・ 汚水，雑排水は敷地北側設置済みの汚水桝に接続すること。
- ・ 雨水は敷地北側設置済みの雨水桝に接続すること。

#### 衛生器具設備

- ・ 衛生面，節水面に考慮した機器の採用を積極的に行うこと。
- ・ 高齢者や障害者にも配慮すること。

#### 給湯設備

- ・ 給湯室，便所，休憩室，その他事業者が必要と判断する部屋に給湯設備を設置すること。
- ・ 給湯方式については事業者の提案とする。

#### 消火設備

- ・ 関連法令に基づき，消火設備を設置すること。

#### 防火水槽

- ・敷地内の利用上支障のない場所に防火水槽（40t）を設置すること。

#### (4) 空調設備

##### 空気調和設備

- ・室内環境を考慮した空調システムを考慮すること。
- ・省エネルギー，地球環境保全に考慮したシステムの採用を積極的に行うこと。
- ・冷暖房の熱源のシステム，燃料の種別及び空調システムは事業者の提案とする。

##### 換気設備

- ・室内環境を考慮した換気設備を各室に設置すること。
- ・告別室，収骨室及び事業者が必要と判断した諸室は臭気対策を考慮すること。

##### 自動制御設備

- ・空気調和設備及び換気設備は現場手元制御と中央監視制御方式とすること。

#### (5) 燃料備蓄設備

##### 火葬炉設備の燃料

- ・災害時の火葬炉設備の燃料は，火葬炉（10 炉）を火葬業務遂行のために最低限 3 日間（40 件 / 日，合計 120 件を想定）稼働できる容量とすること。

##### 非常用発電機の燃料

- ・非常用発電機の燃料は，防災負荷（各関連法令に定めのある機器類の予備電源装置），一般負荷（施設内の重要機器）及び火葬炉設備負荷（火葬炉（4 炉）と火葬業務遂行のために最低限必要な施設）が，3 日間（72 時間）稼働できる容量とすること。

##### その他

- ・燃料タンクはメンテナンスに考慮した設備を採用すること。
- ・機器までの配管は地中埋設とせずメンテナンスに考慮すること。

## 5. 火葬炉設備計画

### (1) 基本要件

#### 火葬炉設備工事概要

#### (ア) 火葬炉設置基数

- a 火葬炉：10 基（標準炉 8 基，大型炉 2 基）
- b 汚物炉：1 基（胞衣等の焼却用），動物炉：1 基（ペットの焼却用）

#### (イ) 設計上の留意点

火葬炉設備の設計に当たっては，次の項目に留意すること。

- ・ 諸設備は，高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有すること。
- ・ 省力化及び諸経費の軽減に十分配慮すること。
- ・ ばい煙，臭気，騒音等の公害の発生防止を十分考慮するとともに，副葬品の多寡等の条件に拘らず，いかなる場合も無煙・無臭化を目指すこと。
- ・ 作業環境及び労働安全，衛生に十分配慮すること。
- ・ 火葬に係る作業全般において，極力自動化を図ること。
- ・ 将来の火葬炉設備のオーバーホール，更新等を考慮すること。

#### 火葬炉設備主要項目

#### (ア) 火葬重量

##### a 火葬重量

本施設には，標準炉，大型炉，汚物炉，動物炉を設置する計画であり，それらの火葬重量を次のとおりとする。なお，燃焼計算書の基本要件では，遺体重量を 75kg とすること。

区 分	遺体重量等	棺重量	副葬品
標準炉	60～90 kg	15 kg	10 kg
大型炉	90～120 kg	15 kg	10 kg
汚物炉	60～90 kg		
動物炉	60～90 kg		

##### b 最大棺寸法

区 分	長さ	幅	高さ
標準炉	2,000 mm	600mm	500mm
大型炉	2,300 mm	700mm	600mm
汚物炉	2,000 mm	600mm	500mm
動物炉	2,000 mm	600mm	500mm

#### (イ) 火葬主要項目

火葬炉は，次の主要な能力を有すること。また，汚物炉，動物炉は標準炉と同等の性能を有すること。

##### a 火葬時間

###### (a) 標準炉

- ・ 主燃バーナ着火から火葬終了まで通常 60 分とすること。
- ・ 燃料消費量等を考慮して，炉内寸法は大型炉と異なるものとする。

###### (b) 大型炉

- ・ 排ガス処理容量は標準炉と同等（標準炉より火葬時間を延長）とすること。

(c) 冷却時間

- ・炉内及び前室内で冷却し，15分以内に収骨可能な温度にすること。

b 運転回数（火葬炉）

- ・3回/炉・日（MAX連続4回/炉・日：元旦明，大災害時等）

c 使用燃料

- ・白灯油

d 主要設備方式

(a) 炉床方式

- ・台車式

(b) 排気方式

- ・2炉1排気系列の強制排気方式とする。ただし，大型炉2炉の系列は異なるものとし，汚物炉と動物炉は同一系列とすること。

e 燃焼監視・制御

- ・燃焼，冷却，排ガス状況等の監視，記録，各機器の制御をコンピュータ等で一括して行うこと。使用するコンピュータ等については，フローシート等の全ての提案図書において「プログラマブルコントローラ(PLC)」，又は「制御用コンピュータ」のいずれかを明確に記載すること。
- ・主要項目については，データを作成の上，市に提出すること。

f 非常時の運転

- ・停電時には，非常用発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。
- ・停電時には，火葬炉4基を同時に強制排気方式で運転するが，この際バグフィルタは使用しなくてもよいものとする。
- ・非常用発電設備からの供給電力は，動物炉・汚物炉系列を含む全ての系列に配電できるシステムとすること。
- ・非常用発電設備の容量は，上記条件及び他の斎場設備の運転条件を考慮して決定すること。

g 公害防止基準

(a) 排ガス基準

火葬炉等の排ガス基準は，各排気筒出口における火葬一工程の平均値とし，排ガス基準は，特に断りがない限り $O_2$ 12%換算値とすること。

ばいじん量	0.01 g /m <sup>3</sup> N 以下
硫黄酸化物	30 ppm 以下
窒素酸化物	250 ppm 以下
塩化水素	50 ppm 以下
一酸化炭素	30 ppm 以下
ダイオキシン類	1 ng - TEQ /m <sup>3</sup> N 以下

(b) 臭気基準

臭気は，次の基準値を遵守すること。

- ・臭気濃度 (各排気筒出口) 1,000 以下  
(敷地境界線上) 10 以下



・特定悪臭物質濃度(各排気筒出口)

(単位:ppm)

アンモニア	1	イソバレラルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	ブリオピオン酸	0.03
ノルマルブチアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレラルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

(c) 騒音基準

次の基準値以下とすること。

- ・敷地境界線上(全炉稼働時)

昼 間 ( 8 : 00 ~ 18 : 00 )	50 デシベル
--------------------------	---------

- ・炉前ホール(全炉稼働時)

昼 間 ( 8 : 00 ~ 18 : 00 )	60 デシベル
--------------------------	---------

(d) 振動基準

次の基準値以下とすること。(敷地境界線上)

昼 間 ( 8 : 00 ~ 18 : 00 )	60 デシベル
--------------------------	---------

(e) その他

- ・汚物炉, 動物炉は主な仕様を標準炉と同等(前室, 化粧扉は除く)とすること。
- ・ダイオキシン類にはコプラナーPCBを含む(WHO-TEF(1998)適用)ものとする。また, その測定方法は, 「火葬場からのダイオキシン類排出抑制対策の検討(H10年度厚生行政科学研究)」で採用された, 1個体全てから発生されるダイオキシン類総量を測定する方法によるものとする。
- ・本項に特に指定しないものについては, 関係法令・関係条例によるものとする。

設備機能の確保

本要求水準書に明記されていない事項であっても, 本事業の目的達成のために必要な設備等については, 事業者の責任において全て完備すること。

材料及び機器

(ア) 基本事項

使用する材料及び機器は, 用途に適合した欠陥のない製品でかつ, 全て新品とし, 日本工業規格(JIS), 電気学会電気規格調査標準規格(JEC), 日本電気工業会標準規格(JEM)に規格が定められているものは, これらの規格品を使用しなければならないほか, 次の性能を有すること。

なお, 使用する材料, 機器は, 過去の実績, 公的機関の試験成績等を十分検討のうえ選定

するとともに、できる限り汎用品を使用するよう努めること。

- ・高温部に使用される材料，機器類は，耐熱性に優れていること。
- ・腐食性環境で使用する材料は，耐蝕性に優れていること。
- ・摩耗の恐れのある環境で使用する材料は，耐摩耗性に優れていること。
- ・屋外で使用されるものは，耐候性に優れていること。
- ・駆動部を擁する機器は，低騒音・低振動性に優れていること。

#### (1) 機材メーカーの選定基準

本設備に使用する材料，機器類は，事業者の判断により選定し，特許及び実用新案等の工業所有権については，事業者の責任において必要に応じた措置を講じること。

### 性能試験と保証事項

#### (ア) 性能試験

事業者は，排ガス性状検査等の性能試験を実施し，その結果を市に報告して承諾を得ること。なお，性能試験は市の立会いの下に実施し，排ガス性状検査等は市が指定する機関に委託するものとする。

##### a 性能試験条件

- ・性能試験は，公害防止基準に掲げた項目について実施すること。なお，性能試験に当たっては，事業者は試験の内容等を明記した試験要領書を作成し，市の承諾を得ること。
- ・大気汚染に係る性能試験は，原則として2炉1排気系列の同時運転（実運転）時に実施し，竣工年度は全系列について，翌年度以降は市が指定する1系列について行うこと。
- ・騒音，振動に係る性能試験は，竣工年度の全炉運転（空運転炉を含む）時に実施し，翌年以降は割愛する。
- ・性能試験の実施時期は，市と協議して決定すること。
- ・性能試験の項目ごとの測定方法，分析方法等は，関係法令及び規格等に準拠して行うこと。

##### b 性能試験結果への対応

###### ・竣工年度

性能試験の結果，公害防止基準に掲げた項目のうち1項目でも基準値を満足しない系列がある場合は，その原因を速やかに市に報告し，事業者の責任において改善を行い，改めて当該系列の全項目について性能試験を実施する。この改善，性能試験は基準値を満足するまで実施すること。

###### ・竣工翌年度以降

1系列による性能試験の結果，1項目でも基準値を満足しない場合は，その原因を速やかに市に報告し，事業者の責任において改善を行い，改めて当該系列の全項目について性能試験を実施する。この改善，性能試験は基準値を満足するまで実施し，当該系列以外5系列の全項目についても性能試験を行い，基準値を満足するまで実施すること。

#### (1) 保証事項

##### a 責任施工

本設備の性能及び機能は、事業者の責任により発揮されかつ、保証されるものとする。また、事業者は、要求水準書等に明示されていないものであっても、性能を発揮するために必要な設備等は事業者の責任において整備すること。

#### b 保証内容

##### (a) 機器の保証

- ・事業者は、契約期間中すべての機器の性能・能力を保証すること。
- ・事業者は、契約期間中に生じた設計・施工，材料並びに構造上の欠陥に起因する破損及び故障等について，自己の負担により速やかに補修・改造，又は交換等の措置を講じること。

##### (b) 性能の保証

標準炉，汚物炉，動物炉については，本書に記載された火葬・冷却時間，運転回数能力及び公害防止基準の性能を保証するものとする。この際，市が提示した火葬重量と異なる場合でも，この性能は保証されるものとする。

また，大型炉については，火葬時間を除く性能保証事項を標準炉と同等とすること。

#### c 保証期間

本設備の保証期間は，正式引渡しの日から契約期間内とする。

## (2) 機械設備工事仕様

### 共通事項

#### (ア) 一般事項

- ・設備の保全及び日常点検のために，作業能率，安全性を十分考慮した歩廊，柵，手摺，架台等を適所に設けること。
- ・機器配置に当たっては，点検，整備，補修などの作業を安全に行える空間と通路を確保すること。
- ・点検，排ガス測定等の対象部位が高所にある設備には，安全な姿勢で作業できる足場等を確保すること。
- ・騒音，振動が発生する機器類には，防音，耐震対策を講じること。
- ・回転部，駆動部，突起等の危険な部位には，保護カバーを設置するなどの安全対策を講じること。
- ・電動機の構造・型式は，用途及び使用環境を考慮して選定すること。

#### (イ) 歩廊・作業床・階段工事

- ・歩廊，作業床，階段の床面はグレーチング，点検口付近の床面はチェッカープレートとすること。
- ・階段の傾斜角（原則として45度以下），蹴上，踏み面は統一すること。
- ・歩廊には，原則として行き止まりを設けないこと。（2方向避難路の確保）
- ・通路には，原則として段差を設けないものとし，障害物を回避できない場合は踏み台等を設けて歩行時等の安全性を確保すること。
- ・必要な箇所に手摺り，ガードを設けるなど，十分な転落防止策を講じること。

(ウ) 配管工事

- ・配管類の材質及び口径等は，使用目的に最適なものを選定すること。
- ・建築物の貫通部及び配管支持材は，美観を損なわぬ形状，色彩とすること。
- ・振動を考慮し，必要個所には防振継手を使用すること。
- ・配管類は，必要に応じて凍結防止，結露防止対策を講じること。
- ・バルブ類は，定常時の設定（「常時 開」等）を明示すること。

(I) 保温・断熱工事

- ・火葬炉設備の性能保持，作業時の安全確保，作業環境保全のために，必用箇所には保温，断熱工事を行うこと。
- ・外装材等の材質は，使用環境に最適なものを選定すること。
- ・高温となる機器類は，断熱被覆を行い，危険表示等の必要な対策を講じること。
- ・ケーシングの表面温度は，50 以下となるよう設計・施工すること。

(オ) 塗装工事

- ・機材等は，原則として現場搬入前に錆止め塗装をすること。
- ・塗装部は，汚れや付着物の除去，化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- ・塗装材は，塗装箇所に応じた耐熱性，耐蝕性，耐候性等を有すること。
- ・錆止め塗装補修後の塗装仕上げは，原則として中塗り 1 回，上塗り 2 回とすること。
- ・配管類は，原則として流体別に色分けして塗装し，適当な箇所に流体名及び流動方向を明示すること。

(カ) その他

- ・機器類は，原則として名称を表示すること。
- ・機器には，1 基当たりの能力等を表示すること。
- ・自動操作の機器は，手動操作への切替えが可能なものとする。
- ・火葬中に停電した場合にも，安全かつ，迅速に復旧して火葬を継続できるものとする。
- ・地震時の安全性及び施設機能の確保を図った設計・施工とすること。
- ・機器類は，将来の火葬炉設備の更新等を考慮して配置すること。

燃焼設備

(ア) 主燃焼炉

a 一般事項

- ・ケーシングは鋼板製とし，極力隙間から外気が侵入しない構造とすること。
- ・清掃が容易である等，維持管理面を考慮した構造とすること。
- ・炉の構造材は，使用箇所に適した特性と十分な耐久性を有するものとする。
- ・断熱扉は，開閉装置の故障の際には手動で開閉できるものとする。
- ・汚物炉，動物炉は，主な仕様を標準炉と同等とすること。

b 主要項目

型 式	台車式
数 量	標準炉 8 基，大型炉 2 基，汚物炉 1 基，動物炉 1 基
炉内温度	800 ~ 950

(イ) 炉内台車

a 一般事項

- ・ 枢の積載，焼骨の取り出しが容易な構造とすること。
- ・ 汚汁の浸透による臭気発散がない構造で，十分な耐久性を有すること。
- ・ 台車表面は，目地無しの一体構造とすること。

b 主要項目

数 量	標準炉用 10 台，大型炉用 3 台，汚物炉用 2 台，動物炉用 2 台
付属品	予備台車保管用架台等必要なもの一式

(ロ) 炉内台車移動装置

a 一般事項

- ・ 前室及び主燃焼炉内に，炉内台車を安全に移動できるものとする。
- ・ 機械的な故障時においても，手動で炉内台車の移動が可能なものとする。
- ・ 主燃焼炉への外気侵入を極力防止できる構造とすること。
- ・ 汚物炉，動物炉は，主な仕様を標準炉と同等とし，主燃焼炉前で支持・固定できる構造とすること。

b 主要項目

数 量	標準炉用 8 組，大型炉用 2 組，汚物炉用 1 組，動物炉用 1 組
付属品	必要なもの一式

(I) 再燃焼炉

a 一般事項

- ・ 炉内排ガスの攪拌・混合性及び燃焼制御に優れた構造とすること。
- ・ 火葬開始時から，ばい煙，臭気，ダイオキシン類を分解する性能を有すること。
- ・ 最大排ガス時の滞留時間を 850 保持域内で 2 秒以上確保すること。

b 主要項目

型 式	主燃焼炉直上型
数 量	12 炉（大型炉，汚物炉，動物炉を含む）
炉内温度	800 ~ 950 （設定温度：850）
残存酸素濃度	6%以上

(オ) 燃焼装置

a 主燃焼炉用バーナ

(a) 一般事項

- ・ 火葬に適した火炎形状を有すること。
- ・ 安全確実な着火と安定した燃焼を持続でき，低騒音で安全性が高いものとする。
- ・ 必要に応じて傾動が可能なものとする。
- ・ 代替燃焼装置と容易に交換できるシステムとすること。

(b) 主要項目

数量	12基
燃料	白灯油
着火方式	自動
傾動方式	電動式（故障時には手動で傾動できること）
操作方式	自動制御（手動操作に切替えができること）
付属品	着火装置，火炎監視装置，燃料制御装置，その他必要なもの一式

b 再燃焼炉用バーナ

(a) 一般事項

- ・排ガスとの混合・接触が高い火炎形状とすること。
- ・安全確実な着火と安定した燃焼を持続できるものとすること。
- ・低騒音で安全性が高いものとすること。
- ・5分程度で850℃まで昇温可能な容量とすること。

(b) 主要項目

数量	12基
燃料	白灯油
着火方式	自動
操作方式	自動制御（手動操作に切替えができること）
付属品	着火装置，火炎監視装置，燃料制御装置，その他必要なもの一式

c 燃焼用空気送風機

(a) 一般事項

- ・実運転に支障のない容量とすること。
- ・安定した風量制御ができるものとすること。
- ・低騒音，低振動のものとすること。

(b) 主要項目

数量	12基
風量制御方式	回転数制御（インバータ制御方式）

通風設備

(ア) 排風機

a 一般事項

- ・風量，風圧に余裕がある容量とすること。
- ・排ガスに対する耐熱性，耐蝕性を有すること。
- ・軸受の冷却は空冷式とすること。
- ・低騒音，低振動のものとすること。

b 主要項目

型式	電動機直結型ターボファン
数量	6基
風量制御方式	回転数制御（インバータ制御方式）

(イ) 煙道

a 一般事項

- ・冷却装置，排ガス処理設備，排気筒以外の排ガス通路とすること。
- ・ダストの堆積が極力少ない構造とすること。

- ・適所に点検口等を設け、内部の点検・補修が容易な構造とすること。
- ・熱による膨張・伸縮を考慮した構造とすること。
- ・排ガス処理設備、排風機を保護するバイパス通路を有すること。

b 主要項目

数 量	6 系列分
付属品	点検口等，必要なもの一式

(ウ) 排気筒

a 一般事項

- ・騒音の発生防止，排出ガスの大気拡散を考慮した構造で，雨水等の侵入を防止するための傘等は設置しないこと。
- ・耐振性，耐蝕性，耐熱性に優れたものとする。
- ・排ガスの偏流がなく，測定が安全に行える位置に測定口(100 A × 2)を設けること。
- ・適切な位置に測定用ステージを設けること。ただし，炉機械室内に測定用ステージに代替できる通路等が設置されている場合は不要。

b 主要項目

数 量	6 基
付属品	点検口，点検用ステージ（必要に応じて） 排ガス，臭気の測定口

排ガス冷却設備

(ア) 排ガス冷却器

a 一般事項

- ・再燃焼炉から排出される高温ガスを，空気混合方式により，指定温度まで短時間かつ，極力均一に降温できる構造とすること。
- ・熱交換器方式は採用しないこと。
- ・耐熱性，耐蝕性に優れていること。
- ・1次冷却器を設置する場合は，仕様を明記すること。

b 主要項目

型 式	空気混合式
排ガス温度	出口：200 以下

(イ) 冷却用空気送風機

a 一般事項

- ・実運転に支障のない容量とすること。
- ・安定した風量制御ができること。
- ・低騒音，低振動のものとする。

b 主要項目

数 量	6 基
風量制御方式	回転数制御（インバータ制御方式）

## 排ガス処理設備

### (ア) 集じん装置

#### a 一般事項

- ・排ガスが極力偏流しない構造とすること。
- ・耐食性に優れ、ダストの固着が生じない材質・構造とすること。
- ・捕集したダストを自動で本体外に排出し、飛灰貯留部(専用容器)へ移送できるものとすること。
- ・飛灰が室内に飛散しない構造とすること。
- ・結露対策のための加温装置を設けること。
- ・ダクト及びバイパスダンパで構成する保護用の排ガスバイパスを設置すること。排ガスバイパスは、排風機保護用のものを含めて1系列に2径路を設けるものとし、要所にはバイパスダンパを設置すること。

#### b 主要項目

型 式	バグフィルタ
数 量	6 基
設計排ガス温度	200 以下
設計出口含じん量	0.01 g/m <sup>3</sup> N 以下
バイパスダンパ	ディスク型

### (イ) ダイオキシン類排出抑制装置

ダイオキシン類の更なる排出抑制を目的としたダイオキシン類分解触媒装置、又は活性炭吸着装置等を設置する場合は、最大排ガス時の触媒内排ガス流速及び体積速度等の性能を明記すること。

### (ウ) 飛灰排出装置

#### a 一般事項

- ・集じん装置で捕集した飛灰を、室内に飛散させることなく吸引設備へ自動移送できる構造とすること。
- ・適所に点検口を設けた保守点検が容易な構造とすること。

#### b 主要項目

数 量	一式
-----	----

## 付帯設備

### (ア) 炉前化粧扉

#### a 一般事項

- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・開閉操作は炉前操作盤で行うが、手動による開閉も可能なものとすること。
- ・表面の意匠は、デザイン性を十分に考慮すること。

#### b 主要項目

型 式	両引き分け戸方式(左右)
数 量	標準炉用 8 組, 大型炉用 2 組
要部材質	SUS304



(1) 前室

a 一般事項

- ・会葬者の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質とすること。
- ・側壁はステンレスエッチング仕上げとすること。
- ・遮音，断熱を考慮した構造とすること。
- ・炉内台車を容易に清掃できる構造とすること。

b 主要項目

数量	標準炉 8 基，大型炉 2 基
能力	炉内及び前室内での冷却により，15 分程度で収骨可能な能力とする

(ウ) 残骨灰・飛灰吸引設備

a 一般事項

- ・炉内台車，集じん装置等の清掃のために，残骨灰用及び飛灰用の吸引設備を各 1 系列設けること。
- ・吸引装置は，各系列とも 2 箇所を同時吸引できる能力を有すること。
- ・吸引装置の操作は，吸引口側で行えること。
- ・吸引装置で捕集された灰は，プレスバッグ（コンテナバッグ）に貯留するが，プレスバッグへ移替え時に灰が飛散しない構造とすること。
- ・灰排出装置から吸引装置へ灰の搬出が自動で行えるものとする。
- ・その他汚物炉，動物炉の残骨灰は，吸引クリーナー（耐熱型）で清掃を行うこと。

b 主要項目

(a) 残骨灰用

吸引装置	数量：1 基
集じん装置	・数量：サイクロン 1 基 バッグフィルタ 1 基 ・払落し方式：自動

(b) 飛灰用

吸引装置	数量：1 基
集じん装置	・数量：バッグフィルタ 1 基 ・払落し方式：自動

c 吸引口

数量	残骨灰用： 前室用 10 箇所，収骨室用 3 箇所 飛灰用： 集じん装置用 6 箇所 その他： 提案者が必要とする場所
付属品	吸引ホース，その他必要なもの一式

(I) 柩運搬車

a 一般事項

- ・柩を霊柩車から告別室及び炉前まで積載・運搬した後，炉内台車上に柩を安置するための専用運搬車で，電動走行式とすること。
- ・手動に切り替えて，容易に走行できる構造とすること。
- ・炉内台車上へ柩を自動で安置できる装置（電動式）を備えたものとする。
- ・美観に優れたものとする。
- ・バッテリーは，1 日の通常作業が可能な容量とすること。

b 主要項目

型 式	電動走行式(充電器内蔵)
数 量	4台以上
材 質	SS400, 要部 SUS304
付属品	予備バッテリー用充電器2台(過充電防止型)

(オ) 炉内台車運搬車(炉内台車搬送用)

a 一般事項

- ・炉内台車を主に収骨室へ搬送するための専用運搬車で、電動走行式とすること。
- ・手動に切り替えて、容易に走行できる構造とすること。
- ・遺族や会葬者の火傷防止を考慮した構造とすること。
- ・炉内台車の出入を自動で行える装置を備えたものとすること。
- ・バッテリーは、1日の通常作業が可能な容量とすること。

b 主要項目

型 式	電動走行式(充電器内蔵)
数 量	標準炉用 3台以上 大型炉用 2台以上 兼用型の場合は4台以上
材 質	SS400, 要部 SUS304
付属品	予備バッテリー用充電器2台(過充電防止型)

(カ) 燃料供給設備

a 一般事項

- ・燃料は、屋外に設置したストレージタンクから供給すること。
- ・供給経路には、オイルサービスタンク、オイルストレーナー(複式)、オイル給油ポンプ、油圧調節弁等の必要機器を設置すること。
- ・各火葬、焼却(汚物、動物)毎の燃料消費量を計測するために、各炉毎に流量計を設置すること。また、この消費量を記録・出力する手段を備えたものとすること。
- ・供給経路の一部に、代替燃焼設備に簡便に燃料を供給する手段を付加すること。

b 主要項目

数 量	一式
-----	----

(キ) 汚物・動物残灰吸引クリーナー

a 一般事項

- ・汚物炉等の残骨灰を清掃する可搬式の掃除機で、炉内の清掃にも利用すること。

b 主要項目

型 式	可動式集灰器(耐熱型)
数 量	2台
電 源	AC100V(60Hz)
バケツ容量	20L程度

(ク) 遺体霊安庫

a 一般事項

- ・柩の搬入・搬出が容易で、庫内寸法及び冷却能力に余裕があるものとすること。

b 主要項目

数 量	2台(一体型は不可)
庫内寸法	L = 2,300, W = 700, H = 600の柩が安置できる寸法

材 質	SUS304
冷却温度	- 5 ~ 5 程度

(ケ) 業務用冷蔵庫

a 一般事項

- ・汚物・動物の搬入・搬出が容易で、冷却能力に余裕があるものとする。

b 主要項目

数 量	1 台
庫内寸法 及び段数	汚物 75kg 及び動物 75kg を収蔵できるとともに、大型犬が収蔵可能な庫内寸法及び段数であること
材 質	SUS304
冷却温度	0 ~ 10 程度

(ク) 代替燃焼設備

a 一般事項

- ・主燃炉バーナの故障等により火葬が中断したとき、火葬を完了するための非常用装置で、主燃焼炉を対象とすること。
- ・燃料タンク、バーナ等を備えた可搬式ユニット構造とすること。
- ・短時間で常用主燃炉バーナとの交換ができる構造とすること。
- ・燃料は、非常用発電機の燃料と同一とすること。
- ・燃料は、燃料供給経路の一部より供給すること。

b 主要項目

数 量	1 台
能 力	火葬可能な火災を概ね 60 分間放射できること

(3) 電気・計装設備工事仕様

一般事項

- ・火葬炉設備に必要なすべての電気設備工事及び計装設備工事とすること。
- ・火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設けること。
- ・会葬者の目に触れる部位は、デザイン、配色等を考慮すること。
- ・計装項目は添付資料-12 に示す内容を標準とする。
- ・機器の運転・管理は、現場操作盤及び中央監視室の両方で行えるものとする。現場操作盤及び中央監視盤は、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置等を具備したもので、現場操作盤での操作が中央監視盤での操作より優先されるシステムとすること。
- ・受付・運営支援システムと連携するシステムを構築すること。

機器仕様

(フ) 一般事項

- ・計装用配線の種類は、目的及び使用環境を考慮して選定すること。
- ・電線の敷設には、必要に応じてケーブルラックを使用すること。
- ・電線管は原則として金属管とすること。
- ・使用機器は、極力汎用品の中から選択すること。

- ・ 3.7kw 以上の電動機には電流計を設けること。また，各電動機には原則として現場操作盤を設けること。
- ・ 電子機器は，停電時等の異常発生を回避するため，バッテリー等でバックアップすること。

(I) 動力制御盤（分割設置も可）

本設備に必要な動力制御盤を設置すること。

(ウ) 火葬炉現場操作盤（1画面，又は2画面）

a 内蔵機器

運転状態表示器	タッチパネル方式。カラー液晶型とし，全てのデータが表示されるとともに，全ての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること。
その他の機器	操作機器，計装計器，異常警報装置，その他必要なもの一式

b 数量

12面

c 主要機能

タッチパネル式表示・操作機能	各機器の操作が手動で可能なこと
自己診断機能	インバータの動作，排煙濃度計の動作，酸素濃度計の動作等のチェック
音声メッセージ機能	運転開始，運転終了，警報発生等

(I) 中央監視制御盤（1画面，又は2画面）

- ・ 火葬炉設備の運転情報を，系列別に中央監視室で集中監視できるものとし，各炉ごとに全ての機器の手動運転を中央監視制御装置で行えるものとする。
- ・ 停電によるシステム障害の発生を防止するため無停電電源装置を設け，システムの保護を行うものとする。なお，システム障害の発生により中央監視制御装置が機能しない場合でも，火葬炉の運転が可能なシステムとすること。
- ・ 火葬開始・終了時間等の運転情報，各計測データ等を収集・バックアップする機能を有するものとする。また，日報・月報・年報の帳票を作成，その結果を印字するとともにMO等の外部の記憶装置に保存するが，印刷装置は，受付システムと共用してもよいこととする。
- ・ 中央監視制御装置は，受付・運営支援システムと接続され，火葬開始・終了時間や火葬の進行状態，遺族名表示等の情報を受付・運営支援システムと相互に共有化すること。なお，中央監視制御装置の機能の一部は，燃焼制御装置等を含めてもかまわないものとする。
- ・ 各種センサーからの信号は，コンピュータ等で収集すること。センサーの設置位置は，添付資料-13に基づくものとする。ただし，添付資料-13は主要なセンサーと設置位置を示すもので，その他の必要なセンサーについては，事業者の仕様に準じて追加するものとする。

a 内蔵機器

運転状態表示器，操作機器，計装計器，異常警報装置，燃焼管理装置，データストレージ機器，その他必要なもの一式

b 数量

一式

c 主要機能

運転状態表示機能	主要機器の動作状態，火葬時間，炉内温度（主燃炉，再燃炉），炉内圧，排煙濃度，酸素濃度，冷却器温度・圧力（入口，出口），集じん器バイパスダンパ開閉，排風機バイパスダンパ開閉，排気筒 CO・O <sub>2</sub> 濃度等の表示機能
プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録（保存）機能	運転状態表示機能に示す機能のプロセスデータ・トレンド及び集じん器ホッパー温度
その他の機能	故障表示及び記録機能，遠隔操作機能，案内放送システム機能，火葬計画の作成・表示機能，受付・運営支援システムとの連携機能等

(イ) 炉前操作盤(化粧扉開閉用)

- ・ 炉前化粧扉の操作機能を有すること。
- ・ 受付・運営支援システムからの情報表示機能等を有すること。
- ・ 遺族名等の表示データは，受付・運営支援システムとデータの共有化ができること。

機能	化粧扉開閉，遺族名等の表示等
数量	10面

(カ) その他の制御盤，操作盤

前記した制御盤及び操作盤以外に必要な盤類を設置する場合は，名称，内蔵機器，数量等を明記すること。

(キ) 燃焼監視装置

適正な燃焼状態を監視するため，排気筒にCO，O<sub>2</sub>計を設置すること。

型式	酸素，一酸化炭素 2成分計
数量	6組
測定レンジ	CO：0～1000 ppm，O <sub>2</sub> ：0～25 vol%

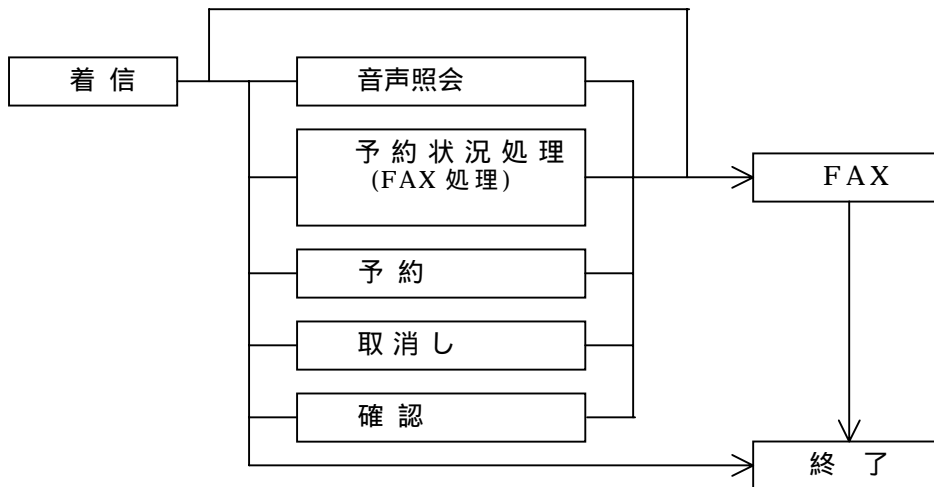
(4) 受付システム

一般事項

- ・ 本システムは，音声応答装置等を利用し，電話による火葬予約受付，予約状況照会等を24時間自動で行うもので，任意に仮予約の変更や取消しができるものとする。また，予約状況，仮予約受付書は，FAXで送信できるものとする。
- ・ インターネット方式で上記業務を実行する機能（ソフトウェア等）を付加すること。
- ・ 本システムは，确实・安全に業務を遂行するため，独立した2システムを整備することとし，原則として事務室及び中央制御室に設置すること。
- ・ 外国人等による手書き文字での受付を可能にするため，本システムには画像読取装置を設置し，運営支援システムとデータの共有化ができるものとする。
- ・ ソフトウェアの作成に当たっては，本市と十分な協議を行い，本市が希望する内容を全て具備すること。

処理フロー

処理手順は次ページのフローを基本とし、詳細は協議によるものとする。



機器構成等

(ア) 機器構成

- ・本システムの主要な機器構成は次のとおりとする。

機器名	設置個所	数量	備考
電話予約装置	制御室	2台	
情報管理装置	事務室	2台	
情報処理装置	制御室	2台	情報系サーバ、予備サーバ
印刷装置	事務室，制御室	2台	普通紙用レーザープリンタ
画像読取装置	事務室	1台	
液晶ディスプレイ	事務室	2台	15インチ以上
その他必要なもの		一式	

ただし、設置場所については、事業者の提案を認める。

(イ) 各装置の機能及び構成機器等

- ・各装置の機能及び主要な構成機器等は次のとおりとする。

	機能	主要構成機器等
電話予約装置	・本装置は、電話予約を受付するものである。また、次の機能も有することとする。 プッシュホンによるトーン信号及び音声による火葬の自動受付。 予約状況の音声応答。 予約状況、又は仮予約受付書のファクシミリ送信。	・ソフトウェア（2組） ・本体（2組） ・その他必要なもの（一式）
情報管理装置	・本装置は、電話予約されたデータに名前などの詳細情報を入力するためのものである。また、次の機能も有することとする。 電話予約以外の直接予約の入力、変更、削除。 情報表示装置の操作。 音声案内装置の操作 緊急時等の画像（文字）読取。	・ソフトウェア（2組） ・本体（2組） ・画像読取装置（1台） ・その他必要なもの（一式）
情報処理	・本装置は、各種データを記録・検索するためのもので、リレーショナルデータベースシステムを使用して高速で実行するものとする。また、葬祭業者等の要求に応じて、データの処理・検索結果の送信	・ソフトウェア（2組） ・本体（2組） ・その他必要なもの（一式）

装置	を行うものとする。なお、データ等の保護を考慮し、装置は2系統とする。	
印刷装置	・本装置は、電話予約受付業務に使用するものである。また、次の機能も有することとする。 死亡届・斎場使用許可申請書のファクシミリ受信。 火葬簿、火葬証明書、日報等の帳票類の印刷。 コピー機能	・印刷装置(2台) ・その他必要なもの(一式)

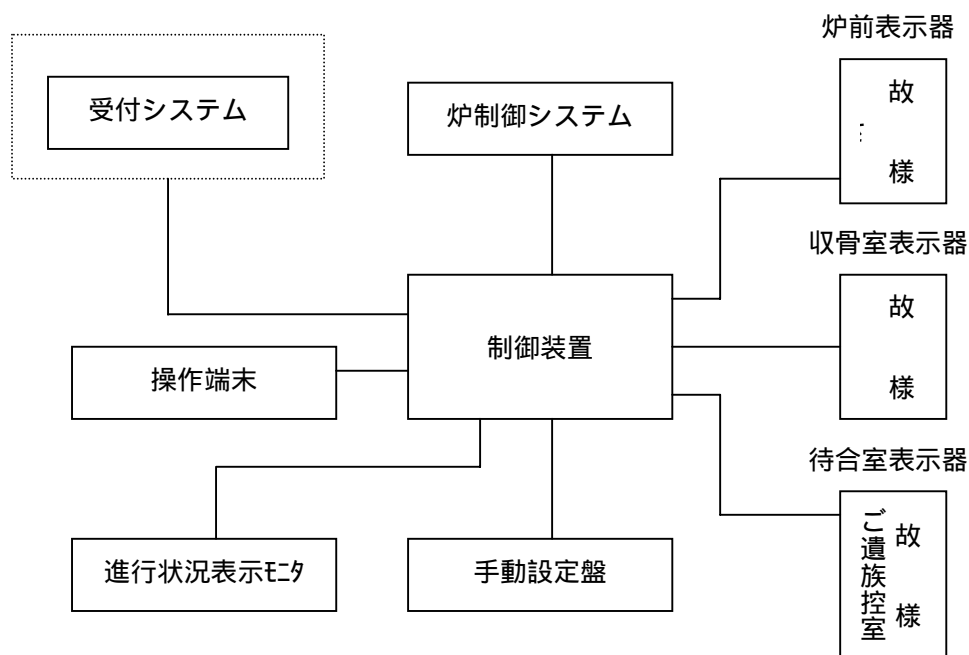
## (5) 運営支援システム

### 一般事項

- ・受付システムから受信した当日の受付情報、炉の稼働状況、告別・収骨・待合室などの施設の空き情報等と連携して案内表示・放送情報等を作成すること。また、必要な情報を、場内各所の表示装置やCRTに表示して、会葬者及び職員に提供すること。

### システム構成

本システムは、次の構成を基本とすること。



### 機器構成及び仕様

#### (ア) 機器構成

- ・本システムの機器構成は次のとおりとする。

装置名	設置箇所	数量	備考
制御装置	制御室	1台	
操作卓	事務室	1卓	モニター機能を有する
進行状況表示モニター	事務室、業者控室、制御室	4台	
手動設定盤	事務室、収骨室	4台	タッチパネル
炉前表示器	各炉前	10台	壁埋込型
収骨室表示器	各収骨室前	3台	壁埋込型
待合室表示器	各待合個室前	7台	壁埋込型

ただし、進行状況モニター及び手動設定盤の設置箇所・数量は、事業者の提案を認める。

(1) 機器仕様

- ・各機器の仕様を次のとおりとする。

a 表示装置

(a) 共通仕様

- ・字体は毛筆体（64 ドット）
- ・表示文字は JIS 第一水準，JIS 第二水準，人名漢字

(b) 機器仕様

- ・炉前表示器，収骨室表示器，待合室表示器

表示色	白黒
-----	----

- ・制御装置，操作卓，進行状況モニター

C R T	カラー
-------	-----

- ・手動設定盤

操作方式	タッチパネル式
------	---------

機能

(7) 操作機能

- ・受付情報の追加・修正，施設の休止設定，使用設備の手動変更，その他必要な機能を有すること。

(1) 自動制御機能

a 炉制御システムとの接続連携

- ・各炉の制御情報（納棺可，着火，冷却中，冷却完了等），収骨室利用状況等の情報を受信し，表示の更新に使用すること。

b 受付システムとの接続

- ・受付状況を受信し，表示データや後方処理（受付番号，受付時刻，故人名，性別，生年月日，死亡年月日）に使用すること。

c 施設の自動割付

- ・使用する設備（火葬炉，待合室，収骨室）を自動的に判断し，割付すること。

d 進行状況の管理

- ・炉制御情報，手動設定盤の指示により進行状況を把握・管理すること。

火葬炉	着火，冷却中，冷却完了，納棺可等
待合室	待合中，清掃中，使用終了
収骨室	収骨中，使用終了

e 自動表示案内

(a) 表示更新

- ・受付時，施設の割付時，炉の制御情報変化時，卓からの手動介入時に，表示を更新すること。

(b) 表示内容

炉前表示，待合室表示	故人名
告別室表示，収骨室表示	故人名
進行状況表示モニター	・故人名，性別，炉・告別室・待合室・収骨室の利用番号，火葬経過時間等



	・各設備の利用状況（火葬炉，待合室， 収骨室等の利用状況）
--	----------------------------------

(6) その他の設備仕様

その他の設備の仕様を，次に示す。

モニター設備

a 排気筒監視用カメラ

型 式	ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様）
数 量	3台
付属品	可動雲台，ワイパー，その他必要なもの一式

b 場内監視カメラ

型 式	ドーム型カラーカメラ(固定式)
数 量	4台（車寄せ用2台，炉前ホール用2台）

c モニター

型 式	カラーCRT
数 量	排気筒監視用 2台（内1台は事務所に設置） 炉前ホール監視用 2台（内1台は事務所に設置） 車寄せ監視用 2台（内1台は事務所に設置）

その他必要なもの

- ・保守点検工具等の必要なもの一式

## 6 . 仮設計画及び現施設解体計画

### (1) 仮設計画

現斎場を稼働しながら建設するため、会葬者の心情への配慮及び会葬者、職員の安全を確保する計画とすること。

会葬者、職員の安全通路は、工事用通路と共用しない計画とすること。ただし、敷地までの進入路は共用可能とする。

施設建設期間中の仮設駐車場（会葬者、職員用）は、乗用車 50 台、マイクロバス 8 台以上を確保するよう計画すること。（敷地内法面における仮設駐車場の設置等も可とする。）

現待合棟を先行して解体する場合、仮設待合棟を整備すること。なお、仮設待合棟の詳細については、事業者の提案とする。

### (2) 現施設解体計画

解体の対象となる既存施設

解体の対象となる既存施設の概要は次に示すとおりとする。詳細については、既存施設実施設計図（閲覧資料-1）を参照のこと。

- ・ 火葬棟：約 608 m<sup>2</sup>（鉄筋コンクリート構造，平屋建て）
- ・ 待合棟：約 510 m<sup>2</sup>（鉄筋コンクリート構造，平屋建て）
- ・ 無縁塔：約 20 m<sup>2</sup>（現施設を使用する場合を除く。）
- ・ 管理人棟：約 37 m<sup>2</sup>（木造，平屋建て）
- ・ 火葬炉：火葬炉 10 基，汚物炉 1 基
- ・ その他関連施設

## 施設の設計・建設業務 要求水準

### 1. 施設の設計業務

#### (1) 業務内容

施設の設計については、入札時に提出した基本計画に基づき、事業者の責任において実施設計を行うものとする。

事業者は、市が行った測量調査、地質調査以外で必要となる調査については事業者の責任で行い、関連法令に基づいて、業務を行うものとする。

事業者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、市と連絡をとりかつ、十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

事業者は、業務の進捗状況に応じて設計図書等を提出するなどの中間報告をし、市と十分な打合せをしなければならない。

図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、市の指示を受けなければならない。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。

建築確認申請のほか、各種許認可の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、必要に応じ、各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。

#### (2) 手続書類の提出

事業者は、業務に着手する時は、次の書類を提出して市の承諾を受けること。

- ・ 設計業務着手届
- ・ 主任技術者届（設計経歴書添付）
- ・ 協力技術者届

業務が完了したときは、設計業務完了届を提出するものとする。

#### (3) 設計図書の提出

事業者は、設計完了時に契約書（案）（別添資料 ）に示す図書を市に提出し、市に内容の確認を受けること。各設計図書は、順序よくとりまとめ、整理統合すること。

## 2. 施設の建設業務

### (1) 基本方針

事業契約に定める期間内に施設等の建設工事を実施すること。その際、特に次の事項について留意し、施工計画を立て、市の承認を得ること。

必要な関連法令を遵守すること。

近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。

適切な工事工程を立て、地域住民に工事概要等を周知すること。

工事に伴う影響を最小限に抑える努力をすること。特に火葬が集中する10:00～15:00の間は、工事車両の交通障害、騒音、振動に配慮すること。

現施設を稼働しながらの工事になるため、市と工事内容及び作業時間について綿密な調整を行い、会葬者の心情へ配慮するとともに、会葬者及び職員の安全性を確保すること。

騒音、振動の伴う作業は、原則として日曜祝日は行わないこと。

### (2) 着工前業務

建設工事に必要な各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。

着工に先立ち十分な施工計画を立て、市の承認を得ること。

地域住民の理解を得るとともに、建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行及び安全を確保すること。

### (3) 建設期間中業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。

市が要請したときは、事業者は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。また、市は、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

事業者は、定期的に市から施工監理の状況の確認を受けるものとする。

工事中の安全対策及び地域住民との調整等（工事中に新たに生じたテレビ電波障害対策を含む）は、事業者において十分に行うこと。

事業者は、工事完成時に施工記録を整備し、現場で市の確認を受けるものとする。

市が行う現施設の管理運営業務が、事業者の業務に密接に関連する場合において、必要がある場合には調整を行い、市が行う現施設の管理運営業務に協力すること。

### (4) 竣工業務

建築物に関する完了検査等、必要な手続き業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。

工事完了後、市に業務完了届を提出して市の履行確認を受ける。また、施工完了後、各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認する。

市の履行確認後，所有権移転及び不動産登記に必要な手続き業務を事業スケジュールに支障がないように実施すること。

### 3．既存施設の解体業務

#### (1) 基本方針

事業契約に定める期間内に既存施設の解体業務を実施すること。その際，特に次の事項について留意し，施工計画を立て，市の承認を得ること。

必要な法規を遵守すること。

近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。

適切な工事工程を立て，地域住民に工事概要等を周知すること。

工事に伴う影響を最小限に抑える努力をすること。特に火葬が集中する10：00～15：00の間は，工事車両の交通障害，騒音，振動に配慮すること。

施設の稼働後の解体（新たな施設の建設のため，施設建設前及び施設建設中に現施設の一部を解体撤去する場合は，現斎場を稼働しながらの解体）となるため，会葬者の心情への配慮及び会葬者，職員の安全を確保するとともに，施設の管理運営に支障がないよう配慮すること。

騒音，振動の伴う作業は，原則として日曜祝日は行わないこと。

施設の解体撤去に必要な事項は，事業者の責任において実施すること。

#### (2) 着工前業務

##### 各種法令手続業務

解体撤去工事に必要な各種法令手続については，事業スケジュールに支障がないように実施すること。

##### 調査・準備等

着工の前に周辺影響調査を十分に行い，工事の円滑な進行と安全を確保すること。

#### (3) 工事期間中の業務

##### 解体撤去工事

各種関連法令及び労働安全衛生法，同規則等を遵守し，事業者が作成した施工計画に従って工事を実施する。工事施工においては，次の事項に留意すること。

- ・ 事業者は，工事施工状況を定期的に報告すると共に，市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。市は，いつでも工事現場での施工の確認をできるものとする。
- ・ 工事中の会葬者等の安全対策については，万全を期するものとする。また，工事を円滑に推進できるように必要な工事状況の説明及び調整を十分行うこと。
- ・ 工事完成時には施工記録を提出し，市の承認を受けるものとする。
- ・ 解体廃棄物は，関連法令に基づき，事業者の責任と負担において分別して排出し，処分すること。

- ・ 騒音規制，振動規制については，関連法令を遵守すること。
- ・ 呼吸用保護具は，防塵マスク（型式検定合格品であり，取替え式で粉じん捕集効率の高いもの）を使用すること。
- ・ 作業着等は，粉じんの付着しにくい作業着（上下）を着用し，保護手袋，安全靴，保護帽（ヘルメット）も着用すること。
- ・ 保護衣，保護靴，安全帯，耐熱服，溶接用保護メガネ等は，作業内容に応じて適宜使用すること。

その他

工事中の第三者に対する損害については，事業者が責任を負うものとする。ただし，市が責任を負うべき合理的理由がある場合は，その限りではない。

#### 4．工事監理業務

##### (1) 業務内容

事業者は，建築基準法に規定される工事監理者を配置し，工事監理を行うこと。

市への完成確認報告は，工事監理者が行うものとする。

工事監理業務は，「民間（旧四会）連合協定監理業務委託契約約款」によることとし，その業務内容は，「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とする。

## 施設の維持管理業務 要求水準

### 1. 総則

#### (1) 業務の目的

施設の機能を維持し、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、また、利用者にとって、より快適な施設利用ができるように、建物・設備及び外構等の性能及び状態を常時適切な状態に維持管理すること。

#### (2) 業務実施の考え方

業務の実施に当たっては、事業期間を通じて次の事項に考慮した維持管理業務計画書(以下「計画書」という。)を作成し、実施すること。

維持管理は、予防保全を基本とすること。

環境を良好に保ち、施設利用者の健康被害を防止すること。

建築物(付帯設備を含む。)が有する性能を保つこと。

劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。

省資源、省エネルギーに努めること。

ライフサイクルコストの削減に努めること。

建築等の財産価値の確保を図ること。

環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。

故障等によるサービスの中断に係る対応を定め、回復に努めること。

～ の項目について、事業期間中の工程を定め、実施すること。

#### (3) 業務の対象

次の業務ごとに区分し、この要求水準書に定めるとおりとする。

建物保守管理業務

設備保守管理業務

火葬炉保守管理業務

清掃業務

植栽・外構維持管理業務

警備業務

事業者は、この要求水準書に加え、「建築保全業務共通仕様書(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「保全業務共通仕様書」という。)(最新版)に準じて業務を行うこととする。この要求水準書、保全業務共通仕様書の両方に記載がある場合は、この要求水準書を優先し、保全業務共通仕様書のみに記載がある場合も業務を行うものとする。

#### (4) 点検及び故障等への対応

点検及び故障等への対応は、計画書に従って速やかに実施すること。

#### (5) 施設管理者

事業者は、施設管理者を配置すること。

(6) 維持管理業務責任者

事業者は、維持管理業務責任者を配置すること。維持管理業務責任者は、維持管理業務を総合的に把握し調整すること。なお、維持管理業務責任者は兼務でも構わない。事業者は、法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任すること。

(7) 業務体制の届け出

業務の実施に当たっては、その実施体制及び各業務担当者を市に届け出ること。

(8) 業務報告書

事業者は、施設の日々の維持管理業務を正確に反映した月報及び年度報告書を維持管理業務報告書として市に提出すること。

(9) 非常時の対応

事故・火災等への対応についてあらかじめ市と協議し、防災計画を策定すること。維持管理業務責任者は、事故・火災等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を取るとともに、市及び関係機関に通報すること。

(10) 災害時の対応

施設内において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、初期措置を講じ、施設管理担当者及び関係機関に通報すること。

(11) 法令等の遵守

必要な関連法令、技術基準等を充足した計画書を作成し、それに基づき業務を実施すること。

(12) 費用負担

事業期間中の施設の維持管理業務に係る費用については事業者の負担とする。

(13) 用語の定義

点検

建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることを含む。機能に異常、又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。

保守

建築物等の必要とする性能、又は機能を維持する目的で行う消耗部品、又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。



#### 運転・監視

設備機器を稼働させ，その状況を監視すること及び制御すること。

#### 清掃

汚れを除去し，又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し，快適な環境を保つための作業をいう。

#### 修繕

建築物及び設備機器等の劣化した部分若しくは部材，又は低下した性能若しくは機能を，原状，又は実用上支障のない状態まで回復させること。

なお，この要求水準書に記載されている用語については，保全業務共通仕様書に定義されている用語と同一とする。

## 2. 建物保守管理業務

### (1) 対象

施設のうち、建築に関する部分を対象とする。

### (2) 業務の実施

総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、建物保守管理業務年間計画書を作成し、市に提出した上で実施すること。

修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、適宜修繕等（大規模修繕を除く。）を実施すること。なお、事業者の責めによらない事由により修繕等が必要と思われる場合については市とその責任と負担について協議を行うこと。

実施業務の結果を記録すること。

実施業務の結果を記録し、月1回市に報告すること。

### (3) 要求水準

事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

#### 屋根

- ・ 漏水がないこと。
- ・ ルーフドレン、樋等が詰まっていないこと。
- ・ 金属部分が錆び、腐食していないこと。
- ・ 仕上げ材の割れ、浮きがないこと。

#### 外壁

- ・ 漏水がないこと。
- ・ 仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。

#### 地下ピット

- ・ 地下ピットの防水性が維持されること。

#### 建具（内・外部）

- ・ 可動部がスムーズに動くこと。
- ・ 定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。
- ・ ガラスが破損、ひび割れしていないこと。
- ・ 自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。
- ・ 開閉・施錠装置が正常に作動すること。
- ・ 金属部分が錆び、腐食していないこと。
- ・ 変形、損傷がないこと。

#### 天井・内装

- ・ ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。
- ・ 仕上げ材の剥がれ、破れ、ひび割れがないこと。
- ・ 塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。

- ・ 気密性を要する部屋において，性能が保たれていること。
- ・ 漏水，かびの発生がないこと。

#### 床

- ・ ひび割れ，浮き，又は磨耗及び剥がれ等がないこと。
- ・ 防水性能を有する部屋において，漏水がないこと。
- ・ 歩行に支障がないこと。

#### 手すり

- ・ ぐらつき等機能に問題がないこと。

#### 階段（複数階で提案する場合。）

- ・ 通行に支障をきたさないこと。

#### エレベーター（複数階で提案する場合。）

- ・ 関連法令に基づき，維持管理を行うこと。

### 3. 建築設備保守管理業務

#### (1) 対象

施設を機能させるため、事業者により設置した各種建築設備及び備品を対象とする。ただし、火葬炉設備については「4. 火葬炉設備保守管理業務」によることとする。

#### (2) 業務の実施

総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、次の項目を含む設備保守管理業務年間計画書を作成し、市に提出した上で実施すること。

- ・ 運転監視業務
- ・ 日常巡視点検業務
- ・ 定期点検・測定・整備業務

修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、適宜修繕等（大規模修繕を除く。）を実施すること。なお、事業者の責めによらない事由により修繕等が必要と思われる場合については市とその責任と負担について協議を行うこと。

実施業務の結果を記録し、月1回市に報告すること。

#### (3) 要求水準

事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

#### (4) 設備管理記録の作成及び保管

設備の運転・点検整備等の記録として、運転日誌、点検記録及び整備・事故記録等を作成すること。運転日誌及び点検記録は、3年以上、整備・事故記録等は、事業期間中保管すること。

##### 運転日誌

- ・ 電力供給日誌
- ・ 熱源機器運転日誌
- ・ 空調設備運転日誌
- ・ 温湿度記録日誌

##### 点検記録

- ・ 電気設備点検表
- ・ 空調設備点検表
- ・ 給排水、衛生設備点検表
- ・ 残留塩素測定記録
- ・ 貯水槽点検記録
- ・ 飲料水水質検査記録
- ・ 空気環境測定記録
- ・ 圧力容器点検記録
- ・ 実験排水樹PH測定記録

- ・ 防災設備点検記録
- ・ 各種水槽清掃実施記録
- ・ その他提案により設置される各種設備の点検・測定記録  
補修・事故記録
- ・ 定期点検整備記録
- ・ 補修記録
- ・ 事故・故障記録

(5) 異常時の報告

運転監視及び定期点検等により，異常が発見された場合には，速やかに市に報告すること。

#### 4 . 火葬炉保守管理業務

##### (1) 対象

施設のうち、火葬炉（汚物炉，動物炉を含む。）に関する部分を対象とする。

##### (2) 教務の実施

総則で定めた計画書に加え，毎事業年度の開始前に，次の項目を含む火葬炉保守管理業務年間計画書を作成し，市に提出した上で実施すること。

- ・ 運転監視業務
- ・ 日常巡視点検業務
- ・ 定期点検・測定・整備業務

修繕等が必要と思われる場合は，迅速に調査・診断を行い，適宜修繕等を実施すること。なお，事業者の責めによらない事由により修繕等が必要と思われる場合については市とその責任と負担について協議を行うこと。

事業者は，日常点検・巡視業務の結果を毎月1回，運転・監視業務の結果を3ヶ月に1回，定期点検・測定・整備業務の結果を少なくとも年1回市に報告すること。

##### (3) 要求水準

事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能と機能及び公害防止基準を遵守すること。

##### (4) 設備管理記録の作成及び保管

設備の運転・点検整備等の記録として，運転日誌，点検記録及び整備・事故記録等を作成する。運転日誌及び点検記録は，3年以上，整備・事故記録等は，事業期間中保管すること。

###### 運転日誌

- ・ 火葬炉運転日誌
- ・ 汚物炉・動物炉運転日誌

###### 点検記録

- ・ 燃料供給設備点検表
- ・ 動力設備点検表
- ・ 燃焼設備点検表
- ・ 駆動設備点検表
- ・ 炉体点検表
- ・ 排ガス処理設備点検表
- ・ 電気計装設備点検表
- ・ 受付システム点検表
- ・ 運営・支援システム点検表
- ・ 付帯設備点検表（燃料供給設備を除く）

#### 記録

- ・ プロセスデータ及びトレンドの記録
- ・ 燃焼監視の記録
- ・ 告別室・収骨室・待合個室の利用記録
- ・ 定期点検整備記録
- ・ 補修記録
- ・ 事故・故障記録
- ・ 火葬炉設備に関わる備品・消耗品量等の記録

#### (5) 異常時の報告

運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告すること。

## 5. 清掃業務

### (1) 対象

次に示す日常清掃，定期清掃及び外構清掃の項目において指定された範囲とする。ただし，電気が通電され，又は運転中の機器が近くにある等清掃に危険が伴う部分及び売店コーナーを除くこととする。

### (2) 業務の実施

総則で定めた計画書に加え，毎事業年度の開始前に，次の項目を含む清掃業務年間計画書を作成し，市に提出した上で実施すること。

- ・ 日常清掃業務
- ・ 定期清掃業務
- ・ 外構清掃業務

実施業務の結果を記録し，月1回市に報告すること。

### (3) 要求水準

目に見える埃，シミ，汚れがない状態を維持し，見た目に心地良く，衛生的でなければならない。清掃は，できる限り利用者の妨げにならないように実施すること。個別箇所毎に日常清掃，又は定期清掃を組合せ，業務を実施すること。

### (4) 日常清掃

床（範囲：施設全般）

- ・ 床仕上げに応じた適切な方法により埃，ごみのないようにすること。

ごみ箱，汚物容器，厨芥入れ等（範囲：施設全般）

- ・ 始業前までには内容物が全て空の状態になっており，汚れが付着していない状態にすること。

トイレ，ユニットバス（範囲：施設全般）

- ・ 衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状況に保つこと。
- ・ トイレトペーパー，消毒用品等は常に補充されている状態にすること。
- ・ 間仕切は落書き，破損がない状態に保つこと。
- ・ 洗面台は常に水垢の付着や汚れがない状態に保つこと。
- ・ 鏡はシミ，汚れがついていない状態を保つこと。

その他の内部付帯施設（流し台，ミニキッチン，サイン，備品等）（範囲：施設全般）

- ・ 清潔な状態を保つこと。

### (5) 定期清掃

床（範囲：施設全般）

- ・ 埃，シミ，汚れがない状態を保つこと（繊維床を除く。）
- ・ 繊維床の場合は，埃，汚れがない状態を保つこと。



- 壁・天井（範囲：施設全般）
- ・ 表面全体を埃，シミ，汚れのない状態に保つこと。
- 屋上等（範囲：施設全般）
- ・ 土，落ち葉等の汚れがない状態を保つこと。
- 照明器具，時計，換気口（範囲：施設全般）
- ・ 埃，汚れを落とし，適正に機能する状態に保つこと。
- 窓枠，窓ガラス（範囲：施設全般）
- ・ 汚れがない状態を保つこと。
- 金属部分，手すり，扉，扉溝，スイッチ類（範囲：施設全般）
- ・ 埃，汚れがない状態を保つこと。
- ネズミ，害虫駆除（範囲：施設全般）
- ・ ネズミ，ゴキブリ，ダニ等を駆除すること。

#### (6) 外構清掃

##### 外構清掃の対象

- ・ 建物周囲（玄関周り，犬走り等）
- ・ 敷地内舗装面
- ・ 側溝，排水管，排水桝等
- ・ 門扉，施設内案内板等

##### 外構清掃の内容

- ・ 計画地内のごみ等が周辺に飛散して美観を損ねることを防止すること。
- ・ 屋外排水設備（計画地内の側溝，配水管，排水桝等）の水流をごみ，落ち葉等で阻害しないこと。
- ・ 玄関周りの水洗い・除塵等や建物周囲のごみ拾い等を行うこと。
- ・ 門扉は開閉がスムーズである状態を保つこと。

#### (7) 清掃用具・衛生消耗品等の負担

清掃用具，洗剤等の資機材やトイレットペーパー等の衛生消耗品の補充は，全て事業者の負担とする。

#### (8) 資機材の保管

資機材及び衛生消耗品は，計画書に示された場所に整理し，保管すること。

#### (9) ごみの収集・集積・処理

ごみは，敷地内のごみ置き場（集積所）に収集・集積し，処理については事業者の責任と負担において適切に処理すること。

#### (10) 用語の定義

## 清掃

汚れを除去すること，汚れを予防することにより仕上げ材を保護し，快適な環境を保つための作業をいう。

### 日常清掃

日単位等の短い周期で行う清掃業務をいう。

### 定期清掃

週単位，月単位及び年単位の長い周期で行う清掃業務をいう。

### 資機材

資機材とは，資材及び機材をいう。

### 衛生消耗品

トイレットペーパー，水石鹼等をいう。

## 6. 植栽・外構維持管理業務

### (1) 対象

#### 植栽

- ・ 敷地内植栽等

#### 外構

- ・ 施設

ごみ置き場，駐車場ライン，門扉，塀，擁壁等コンクリート構造物，無縁塔，外灯等

- ・ 敷地地盤

アスファルト舗装面等

- ・ 地中設備

埋設配管，排水柵等

### (2) 業務の実施

総則で定めた計画書に加え，毎事業年度の開始前に，植栽・外構維持管理業務年間計画書を作成し，市に提出した上で実施すること。

修繕等が必要と思われる場合は，迅速に調査・診断を行い，適宜修繕等（大規模修繕を除く。）を実施すること。なお，事業者の責めによらない事由により修繕等が必要と思われる場合については市とその責任と負担について協議を行うこと。

実施業務の結果を記録すること。

実施業務の結果を記録し，月1回市に報告すること。

### (3) 要求水準

#### 植栽

- ・ 植栽を良好な状態に保ち，かん水を行い，害虫や病気から防御すること。
- ・ 繁茂しすぎないように適宜剪定，刈り込みを行うこと。
- ・ 風等により倒木しないように管理を行うこと。
- ・ 施肥，除草等は，計画的に行うこと。

#### 外構

- ・ 各施設，設備とも本来の機能を発揮できる状態に保つこと。

### (4) 薬剤散布，施肥の際の協議

薬剤散布，又は化学肥料の使用に当たっては，関連法令を遵守し周辺環境等に十分配慮し行うこと。

## 7. 警備業務

### (1) 対象

敷地内の建築物を含むすべての財産の保全及び出入者への対応等

### (2) 業務の実施

総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、警備業務年間計画書を作成し、市に提出した上で実施すること。

実施業務の結果を記録し、月1回市に報告すること。

### (3) 要求水準

24時間、365日警備を行うこと。

警備担当人員は、1人以上とする。ただし、機械警備によることも可能とする。

### (4) 業務内容

#### 出入者監視業務

- ・ 出入者管理及び不審者の侵入を防止すること。

#### 巡回業務

- ・ 定期的に巡回を行い、安全を確認すること。
- ・ 不法侵入者を発見した場合は、警察への通報等適切な処置を講じること。
- ・ 巡回中に不審物を発見した場合には、警察への通報等適切な処置を講じること。
- ・ 火災、盗難の早期発見と予防に努めること。
- ・ 鍵の収受及び保管を行い、記録簿に記録すること。
- ・ 拾得物、遺失物を保管し、記録すること。

#### 緊急事態への対応

- ・ 火災が発生したときは、会葬者等を安全な場所まで誘導するとともに、消火器等を使用して消防車が到着するまで初期消火にあたること。
- ・ 警報表示装置が発報した場合には、現場に急行し、応急措置を行うこと。
- ・ その他緊急の事態が発生したときは、現場に急行し、応急措置を行うこと。
- ・ 火災等の緊急の事態が発生したときは、直ちに市及び関係機関に連絡・通報すること。
- ・ 地震や風水害による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに初期措置を取ること。

## 施設の運營業務 要求水準

### 1. 総則

#### (1) 基本方針

事業者は、施設供用開始から事業期間終了までの間、施設の円滑な運営、安全性の確保、施設の利便性、信頼性を高めることを目指し、施設の運營業務を行うこと。

事業者は、利用者の立場に立った良質なサービスの提供を実施するとともに、常に市民サービス向上意欲を持ち、遺族への思いやりに基づいた謙虚で親切な対応を心がけること。

事業者の職員が会葬者、葬祭業者から、金銭、物品等の心付けを受領しないように徹底すること。

事業者は、研修の実施などを通じて職員の接客態度の向上を図るとともに、利用者の待ち時間の短縮、快適な待ち時間の提供に努めること。

業務の実施に当たっては、利用者に対して、不快な印象を与えないように従業員教育（服装、態度、言動等）に留意すること。

市は、本件施設に市職員は配置しない。したがって、事業者は、本業務要求水準等に基づいて、自ら主体的に本施設を運営していくこと。

#### (2) 開場日数

年間開場日数

- ・ 年間 363 日

休業日

- ・ 定期休業日：1/1～1/2の2日間

#### (3) 開場時間

開場時間は9：00～17：00とする。

#### (4) 使用料、使用料徴収

使用料は、別途市の条例で定め、徴収業務については、本市にて行う。

### 2. 火葬受付・案内業務

#### (1) 業務内容

利用者からの予約を受け付け、予約の管理を行うこと。

安全に十分配慮した上で、会葬関係車両の誘導を適切に行うこと。

霊柩車等到着時に、受付で利用者から火葬許可証及び斎場使用許可証の提出を受け、内容を確認する。不備がある場合には、事業者は、利用者の不備内容の修正補完を求める。

職員は柩の玄関到着順に柩運搬車を準備し、受付の進捗状況を考慮した上で会葬者を誘導しながら柩を告別室へ移動する。

事業者は、火葬を行った時は、火葬許可証に火葬を行った日時を記入し、火葬許可証については、火葬場の管理者の署名押印を行って利用者に返却する。

動物炉、汚物炉の利用受付は、通常の火葬受付と別受付とし、利用者から斎場使用許可証の提出を受け、内容を確認する。不備がある場合には、事業者は利用者に不備内容の修正補完を求める。

動物炉、汚物炉の利用受付は、ペット及び胞衣とする。また、火葬業務のみを行い、告別業務、炉前業務及び収骨業務は行わない。

## (2) 要求水準

事業者は、職員の適正な配置により利用者の待ち時間を短縮するなど、サービスが向上するように努めること。

受付業務で知り得た個人情報外部に漏洩することのないよう、管理には十分注意すること。

会葬者の感情に配慮して、柩は大切に扱うこと。

ペットの取扱いについては、飼い主の心情に配慮すること。

胞衣については、飛散・汚染等がないよう慎重に取り扱うこと。

## 3. 告別業務

### (1) 業務内容

事業者は、告別の必要な備品等を準備し、会葬者に対し告別の案内をすること。

事業者は、告別終了後、必要に応じて備品等の後片付け等を行うこと。

### (2) 要求水準

事業者は、会葬者の理解を得た上で、10分程度で終了させるよう努めるとともに、職員の配置等も考慮すること。

会葬者の同意を得ることなく、特定の宗教・宗派に著しく偏った様式とすることは避けること。

## 4. 炉前業務

### (1) 業務内容

柩を告別室から火葬炉の前へ移動し、喪主に名前を確認した後、柩を入炉すること。

柩の入炉後、出炉予定時間について説明し、待合個室等へ誘導すること。

### (2) 要求水準

会葬者が輻輳しないように務め、特に集中日には適切な職員の配置に努めること。

会葬者代表の確認後、実際の火葬工程に移ること。

焼骨の取り違い事故が発生しないよう対策を講じること。

入炉時等の会葬者の安全について配慮すること。

## 5. 火葬業務（火葬炉運転・監視）

### (1) 業務内容

事業者は、火葬炉の取扱説明書、事業者が事前に作成した火葬炉運転マニュアルにしたがって火葬を行うこと。

事業者は、適切な焼骨の状態になるまで火葬を行うこと。

### (2) 要求水準

適切な所要時間は、概ね、正味火葬時間は60分以内、炉内及び前室による冷却は15分以内とする。事業者は、適切な時間に対応できるように、職員の配置にも考慮すること。

事業者は、遺体や副葬品の状況にあわせて、適切な焼骨となるようにすること。

事業者は、出炉時に、焼骨がある程度まとまったかたちで遺族の目に触れるようにすること。副葬品の燃え残り等がある場合は、事業者の判断で除去することなく、そのまま出炉すること。

事業者は、機器が故障しないよう、日ごろから点検保守に努めること。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合には、原因追跡を行い、安全を最優先した上で、火葬の続行・完了に最大限の努力をすること。

事業者は、環境保全に配慮して火葬炉の運転を行わなければならない。事業者は、火葬炉のメンテナンスを行うとともに、計器によって得られる情報を有効に活用し、適切な運転を行うことによって、火葬炉の排ガス中のダイオキシン類濃度、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、塩化水素の削減に取り組むこと。

火葬業務は本件施設の利用者の目には触れないと考えられるが、事業者は、遺族の気持ちや遺体の尊厳に配慮しながら火葬業務を行うこと。

## 6. 収骨業務

### (1) 業務内容

事業者は、焼骨を喪主等の前で火葬炉から出炉し、収骨室へ移動する。

収骨室にて会葬者に対して収骨の方法を説明する。収骨作業の手伝いについては喪主等からの依頼があった場合には、可能な範囲で協力すること。

副葬品の残滓については、会葬者の同意を得た上で、廃棄物として処理すること。

収骨終了後、会葬者の退出を誘導する。

会葬者の退出後、収骨室の清掃を行い、次の会葬者に不快感を与えることがないようにすること。

### (2) 要求水準

出炉時等の会葬者の安全について配慮すること。

収骨時間にはバラツキが出るものと予想される。長時間の収骨となり施設全体の火葬

進行状況に影響を与える場合には、事業者は、会葬者等の理解を得て、収骨時間の短縮化を図るように努めなければならない。

職員は、収骨時間中、収骨室近隣に待機してなければならない。

## 7. その他業務

### (1) 待合個室・待合ホールの環境維持

#### 業務内容

- ・ 待合個室及び待合ホール利用終了後、次の利用者が利用可能な状態にすること。(整理、整頓、清掃等)

#### 要求水準

- ・ 待合個室、待合ホール及び給湯室は見た目に心地良く衛生的でなければならない。業務はできる限り利用者の妨げにならないように実施すること。

### (2) 残骨灰の処理

#### 業務内容

- ・ 事業者は、残骨灰を残骨灰・飛灰処理室に収集・集積すること。

#### 要求水準

- ・ 環境対策に十分配慮すること。
- ・ 飛灰と明確に区分すること。
- ・ 廃棄物として処理することなく、故人の尊厳を失わないよう、事業者の責任と負担において適切に処理すること。

### (3) 飛灰の処理

#### 業務内容

- ・ 事業者は、集じん装置から排出される飛灰を残骨灰・飛灰処理室に収集・集積すること。

#### 要求水準

- ・ 環境対策に十分配慮すること。
- ・ 残骨灰と明確に区分すること。
- ・ 処理については関連法令に基づき、事業者の責任と負担において適切に処理すること。

### (4) 報告義務

#### 業務内容

- ・ 事業者は、1ヶ月に1度、市に運営状況等について報告すること。
- ・ 事業者は、本件事業の遂行に重大な影響を与えられらることについては、直ちに市に報告すること。
- ・ 事業者は、各年度終了後3ヶ月以内に、公認会計士監査済決算報告書に基づいて、市に決算報告を行うこと。



#### 要求水準

- ・ 事業者は、正確な報告を行わなければならない。

#### (5) 各種記録作成と提出

##### 業務内容

- ・ 事業者は、墓地，埋葬等に関する法律において火葬場の管理者に作成が求められている資料を作成すること。また，事業者は，市が必要とする時に，それらの記録を提出すること。
- ・ 火葬許可証及び斎場使用許可証は火葬台帳を兼ねるものであり，原本は永久保存とする。また，火葬台帳は，年度ごとに電子データ化し，1部を市，1部を事業者が保管する。保存形式等は，市と事業者の協議によるものとする。

##### 要求水準

- ・ 事業者は，関係法令に基づいて，業務を行わなければならない。
- ・ 事業者は，火葬許可証及び斎場使用許可証を鍵の掛かるところに保管するなどにより，個人情報管理については十分注意しなければならない。

#### (6) 大規模災害時の対応

##### 業務内容

- ・ 大規模災害により市が必要と認めた場合は，事業者は，受付時間，開場時間等を延長し，24時間体制で対応できるようにすること。
- ・ 本施設に損傷等が生じた場合には，可能な限り早期に復旧を行うものとし，その状況を随時市に報告すること。

##### 要求水準

- ・ 事業者は，事態の重要性を認識して，誠意を持って市に協力しなければならない。

添付資料

No	資料名称
1	敷地平面図
2	敷地用地実測図
3	敷地丈量図
4	敷地横断図 1
5	敷地横断図 2
6	敷地横断図 3
7	敷地横断図 4
8	敷地横断図 5
9	敷地縦断図
10	地質調査報告書（抜粋版）
11	周辺インフラ現況図
12	計装項目
13	センサー設置位置
14	呉市斎場建設基本計画書（概要版）

閲覧資料

No	資料名称
1	既存施設 実施設計図